

ノルトラインヴェストファーレン州環境農業消費者保護省

Ministerium für Umwelt und Naturschutz, Landwirtschaft und Verbraucherschutz
des Landes Nordrhein-Westfalen

～ノルトラインヴェストファーレン州における農業・環境対策～

概要

- ノルトラインヴェストファーレン州（以下、「NRW州」という。）は、世界的にバイオテクノロジーの最高拠点の一つとして数えられている。
- NRW州では、消費者と生産者の間に選択の自由と透明性を確保するため、遺伝子組み換え食品等の検査等に力を入れている。
- 企業に対しては、環境マネジメントシステムを用いて様々な指導を行っている。



説明者

- カール・イエッテン氏 排出管理・遺伝子工学・気候変動・エネルギー部 遺伝子工学・予防的放射線保護・環境医学課 博士
Ms. Dr. Imke Krahl-Jentgens
- ザビーニ・レーマン氏 複数部門間環境問題・持続可能的開発部
Ms. Lehmann

説明内容

①農業について

遺伝子組み換え農業の法的基盤は、EU連合法に基づくものであり、大きくは3つに分けられる。

一つ目は、遺伝子組み換えの種苗、種である。食品及び動物に与える飼料については、EU全体に当てはまる許可を必要とする。

2番目は、EU統一のトラッキング、つまり、産地等出所の請求、商品を明らかにする表記が要求される。

3番目は、遺伝子組み換えが行われた栽培物や生産物が、国境を越えて持ち込まれる時は、

遺伝子組み換えの記録・プロトコルがないと、持ち込み及び移動が禁止されている。

遺伝子組み換え植物の栽培には、EU統一の遺伝子工学法の認可と種苗法による認可の二つが必要であり、更に、栽培する面積についての登録が必要となっている。

栽培に際しては、正しい専門知識による実践が行われ、生産物には内容を明らかにする表記を付けることが必須とされている。また、その後のモニタリングも必要となっている。

EU内では、現在、2種類のトウモロコシが許可を受け栽培されているが、ドイツでは、安全性に不安があるため栽培は許可されていない。

世界では、アメリカ、アルゼンチン、そしてブラジルを中心に遺伝子組み換えによる植物栽培が広がっており、面積にして6, 200万㎡に及ぶ。ドイツ国内では、2009年現在3, 000㎡にしかならず、規模は非常に小さい。

ドイツでは、基本的に、遺伝子組み換え栽培については、非常に批判的である。EU全体でも、これに準じた考えである。ドイツが、新しいバイオテクノロジーを導入した農業に対して批判的である理由は、いつも消費者と生産者の間に選択の自由と透明性を確保したいという思いがあるからである。

生産者や加工者が、食品・家畜への飼料、種苗等について正しい内容の表記をしているか、トラッキング（追跡）できる状態にあるかということは大変重要である。NRW州では、書類上の記録の検査、商品の検査をするラボ検査を行い、遺伝子組み換えがされたものが市場に出回っていないかを検査している。

この他にも、できるだけ市場に出回ることを防ぐため、販売ルート最初の段階である種苗選別業者のところで、1割程度の種苗をサンプリングして検査を行う種苗監視（種苗モニタリング）を行っている。万が一、遺伝子組み換えによるものが発見された場合は、NRW州において内容にふさわしい処置を決定する。

NRW州の農家にとっては、現時点では、遺伝子組み換えであっても、除草剤への耐性もなく、トウモロコシ栽培に際し発生する蛾に対する抵抗性もなく、魅力的なものではない。ただし、遺伝子組み換えによる栽培も可能となれば、従来の栽培方法との選択が可能となり、また、2種類のトウモロコシに付く蛾の幼虫を撲滅してくれる可能生もあるので、将来的には遺伝子組み換えによる栽培を希望するようになるかもしれない。

農業連盟やエコに関する団体は、同じく消極的あるいは批判的であるが、農業会議所は、遺伝子組み換えによる栽培については、品質が認可されるものか否かを検査する段階であり、検査を行うだけの段階であれば、栽培を行ってみる価値があるのではという理由で支持している。しかし、近隣からの批判や、2008年に実際に栽培した際に、耕地が破壊されたという結果が出たため、現時点で栽培はされていない。

遺伝子組み換えによる商品であることの表示については、例外もある。

一つは、偶発的にできてしまった場合や、EU内で既に安全検査が行われ、認可済みの場合。そして遺伝子組み換えの有機体の含有量が0.9%以下の場合。ただし、種苗とEU内で認可されていない生産品は上記の例外は認められない。

この他、牛乳や卵などを採取する動物の飼料に、遺伝子組み換えの飼料を使用していない場合も表記不要である。

EU内での遺伝子組み換えの認可について、農地での栽培では2種類のトウモロコシである

が、食品では、10種類のトウモロコシ、5種類のアブラナ、3種類の大豆、3種類の綿花、そして1種類の砂糖ビート（大根）により加工された食品が認可されている。

ドイツにおいて、現在、遺伝子組み換え導入についての議論は、次の6点にまとめられる。1点目は、国民全体が遺伝子組み換えによる栽培を受け入れるのかということ。2点目は、長期的に見た場合、生産者側、消費者側のそれぞれに選択の自由があるかということ。3点目は、農家にとって、既存の栽培方法と遺伝子組み換えを交えた新しい栽培方法の共存ができるのかということ。4点目は、遺伝子組み換えの栽培が増えた場合でも、既存のエコ農業を行っているのかということ。5点目は、経済的損失が出た際の責任についてのルールをどうするのかということ。6点目は、現在のブームが支えているオーガニックの多彩さが、遺伝子組み換え農業に押されてしまわないかということ、である。



②環境マネジメントについて

どの企業にとっても、保有する資産・資源をいかに有効に使用するかということは重要なテーマになっている。

NRW州における環境マネジメントには、いくつか柱がある。

一つは、前進そして統一された環境保護手段としての環境マネジメントシステム（UMS）。企業が、環境マネジメントシステムを取り入れることにより、資源を有効に使い、どれだけ効率よく生産できるかということ。

二つ目は、EMAS（環境管理・環境監査規則）。この環境マネジメントにおいて、NRW州では、経済界とともに2000年から中小企業に対し、エコプロフィットというプロジェクトの実施を推進している。このプロジェクトの参加条件は、一つの自治体で少なくとも10以上の企業が賛同すること。また、ワークショップに参加していただき、エネルギーや水、電気代の節約などについて学んでいただくこと。これまでに948の企業体のうち、79件のプロジェクトが成り立った。

このプロジェクトの導入により、79件全体で、約4万トンの廃棄物削減、5億500キロワット／時の節電、300万立米の節水を実現できた。

経費削減額としては、年間約600万円に上り、中小企業にとっては大きな額である。

NRW州には、効率エージェント・ノルトラインヴェストファーレン（以下、「EFA」という。）という組織がある。設立は1998年で、デュースブルグのEFAを中心として、EFAは州内に6箇所存在する。生産のための資源の消費を少なくすることを目的とし、環境に良いばかりか、結果的に企業の経費削減につながり、競争能力を強化することにも役立つ。

E F Aが行う活動にP I U Sチェックがある。これは、製造過程の効率化や廃棄物の発生抑制や省資源、省エネルギーに努めるチェックプログラムであり、中小企業はこのチェックを受ける。

E F Aは、企業の利益を確保するためだけでなく、環境負荷を軽減するために助成金が必要かどうかもチェックする。

また、NRW州の自然保護対策として、クラスター環境テクノロジーという機関を設けている。クラスターとは、連結ということであり、当初13の自治体から始まり、地域規模に広がったものである。

目的は、イノベーションの促進、競争能力の強化、仕事づくり・雇用の確保の3点である。このプロジェクトでは、マーケティングや見本市などの広報活動を行っており、イニシアチブはNRW州がとっている。取組のテーマとしては、上下水道の廃棄物処理、循環経済と大気汚染の正常維持、汚染された土地の改良、資源効率や環境に優しい生産品などであり、将来的には、ナノ技術やバイオテクノロジーも含めたいと考えている。プロジェクトに参加した企業には、3年間助成金が交付される。

加えて、NRW州では、企業の応用研究を即実行できるようにする研究や資源開発をテーマにコンクール形式で助成先を決定する、リソース・コンクールがある。資金については、EUの基金とNRW州からの資金で賄われる。



環境農業消費者保護省での説明聴取・質疑応答の様子

質 疑

- EU内での遺伝子組み換え栽培等に積極的な国について
 - スペイン、ポーランド、チェコ、スロバキア、ルーマニアなどである。
- 遺伝子組み換え作物等による加工品のドイツ国内の流通について
 - 食品については、遺伝子組み換えのものは存在しない。ただし、飼料については、遺伝子組み換えのものが混在しない飼料は無いに等しい状況である。